

高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール) Q & A

令和 7 年 1 月
文部科学省初等中等教育局

Ver. 1.2 (令和 7 年 1 月 17 日更新)

目次

○制度概要について	1
Q 1－1 高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）の目的は何か。	1
Q 1－2 高等学校 DX 加速化推進事業とスーパーサイエンスハイスクール（SSH）との違いは何か。	1
Q 1－3 具体的にはどのような取組が求められるのか。	2
Q 1－4 本事業において必ず実施しなければならない取組はあるのか。特別支援学校高等部も同様の条件になるのか。	3
Q 1－5 情報の免許を有する教員が足りないので、評価項目 1－1 や 1－2 を満たすことが困難だが、どうしたらよいか。	4
Q 1－6 情報Ⅱ等を実施するに当たり、遠隔授業を取り入れたとしても、学校間の時間割の調整が難しいが、どうしたらよいか。	4
Q 1－7 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）のように、教育課程特例はあるのか。	4
Q 1－8 教員加配はつくのか。	4
○補助対象校について	5
Q 2－1 どのような学校が補助対象となるのか。	5
Q 2－2 既に本事業におけるデジタル人材育成に資する取組（デジタル活用や文理横断的・探究的な学びなど評価項目に記載されている取組）を実施している学校も補助対象となるのか。	5
Q 2－3 特別支援学校高等部は補助対象となるのか。	5
Q 2－4 専門学科、総合学科も補助対象となるのか。	5
Q 2－5 高等学校における分校は補助対象となるのか。	6
Q 2－6 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校は本事業の補助対象となるのか。	6
Q 2－7 理科教育設備整備費の補助対象経費も本事業の補助対象となるのか。	6
Q 2－8 その他事業の指定校や委託費・補助金を受ける学校は本事業の補助対象となるのか。	6
Q 2－9 実施要領「1. 補助事業者」にある「学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態があると考えられる学校は補助対象外となる」とはどういうことを想定しているのか。	7
Q 2－10 実施要領「1. 補助事業者」にある「申請時点で廃校が決定している学校は補助対象外とする」とはどういうことを想定しているのか。	7
○申請・審査について	8
Q 3－1 都道府県にて申請書をまとめる必要があるのか。その際に留意する事項は何か。都道府県にて申請書をまとめる際に申請できる校数に制限はあるのか。	8
Q 3－2 本事業とスーパーサイエンスハイスクール（SSH）を同時に申請することは可能か。	8

Q 3-3	どのように審査し選定するのか。	8
Q 3-4	全日制課程、定時制課程、通信制課程が併設されている場合、課程毎に申請ができるのか。また、文系コース・理系コース、特別進学コースなどにコース等が分かれている場合は、コース等毎に申請ができるのか。	8
Q 3-5	実施要領4.(3)①都道府県基礎枠について、各都道府県に通知される公立学校分の基礎枠には政令指定都市分も含まれるか。また、政令指定都市についても都道府県において他の市町村と同様に周知し、交付申請書のとりまとめ等を行う必要があるか。	9
Q 3-6	交付決定まではどのようなスケジュールとなるか。	9
○採択基準（基本類型・重点類型共通）の評価項目について		10
<評価項目1-1>		10
Q 4-1	「数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目」とは具体的にどのような教育内容の教科・科目を想定しているのか。	10
Q 4-2	「数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした総合的な探究の時間」では具体的にどのような教育内容を想定しているのか。	10
Q 4-3	「他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む」とは具体的にどのような意味か。その際に留意する事項は何か。	11
Q 4-4	「遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと」となっているが受講生徒の割合の全体の母数は何か。	11
Q 4-5	「情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目」については、具体的にどのような教科・科目か。	11
Q 4-6	「情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目」については、どの科目で行っていてもいいのか。課題研究も含まれるか。	11
Q 4-7	普通科、職業教育を主とする専門学科を併置している学校で、いずれかの学科が評価項目1-1、もう一方が評価項目1-2に該当する場合は、どちらにも加算されるのか。	12
Q 4-8	普通科、専門学科を併置している学校で、例えば普通科のみ（または専門学科のみ）が取組を実施し、専門学科（または普通科のみ）が取組を実施しない場合、申請は可能か。その場合、補助金の使途は、当該学科のみに限定されるのか。	12
Q 4-9	職業教育を主とする専門学科において、例えば工業科の特定の小学科のみが取組を実施する場合、小学科単位で申請可能か。	12
Q 4-10	加点項目（ア）について、「必修科目として開設」とは、校内の一部の学科で開設されていればよいのか。	12
Q 4-11	加点項目（イ）について、「情報Ⅱ等を選択科目から必修科目にすることについて遅くとも令和6年度中に具体的に検討を開始すること（令和6年度以前からの検討を含む）」とあるが、どのような検討を想定しているのか。	13
Q 4-12	加点項目（ウ）について、「令和7年度入学生用の教育課程の中で必修科目にすること」とあるが、令和7年度入学生がどの学年で必修科目として学ぶかは学校に任せ	

	られているのか。	13
Q 4-13	加点点目（ウ）について、「あるいは令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程において必修科目にすること」とは具体的にどのような対応を想定しているのか。	13
Q 4-14	加点点目（ウ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。	13
Q 4-15	加点点目（エ）、（オ）について、「外部専門人材等を活用」とは具体的にどのような人材等を想定しているのか。	14
Q 4-16	加点点目（カ）について、「補充的な学習や発展的な学習などの学習活動」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。	14
Q 4-17	加点点目（キ）について、本校から分校に配信する場合にも加点点対象となるのか。	14
Q 4-18	加点点目（ク）について、「情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること」とは具体的にどのようなことをすればよいのか。	14
Q 4-19	専攻科のみが取組を実施する場合も申請可能か。	15
<評価項目 1-2>		16
Q 4-20	「遅くとも令和8年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと」となっているが受講生徒の割合の全体の母数はいくらか。	16
Q 4-21	「職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む」については、具体的にどのような教科・科目か。	16
Q 4-22	「職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む」については、どの科目で行っているのか。課題研究も含まれるか。	16
Q 4-23	「遅くとも令和8年度までに開設等」とはどのような状態を指すのか。	16
Q 4-24	加点点目（ア）（カ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。	16
Q 4-25	加点点目（ア）について、「令和7年度入学生用の教育課程の中で開設すること」とあるが、令和7年度入学生がどの学年で必修科目として学ぶかは学校に任せられているのか。	16
Q 4-26	加点点目（ア）について、「あるいは令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程において開設すること」とは具体的にどのような対応を想定しているのか。	17
Q 4-27	加点点目（イ）（ウ）について、「外部専門人材等を活用」とは具体的にどのような人材を想定しているのか。	17
Q 4-28	加点点目（ウ）について、「既存授業において外部専門人材等を活用した発展的な内容の授業を実施する」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。	17
Q 4-29	加点点目（エ）について、「補充的な学習や発展的な学習などの学習活動」とは、具	

	体的にどのような活動を想定しているのか。	17
Q 4-30	加点項目（オ）について、「情報Ⅱ等を必修科目にすることについて令和6年度中に具体的な検討を開始すること（令和6年度以前からの検討も含む）」とあるが、どのような検討を行う必要があるのか。	17
Q 4-31	加点項目（ク）について、「情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること」とは具体的にどのようなことをすればよいのか。	17
<評価項目 2>		18
Q 4-32	「デジタルを活用した課外活動又は授業」とは具体的にどういったものを想定しているのか。	18
Q 4-33	「デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペース」とは具体的にどのような場所を想定しているのか。新たに特別な場所を作らなければならないのか。	18
Q 4-34	「情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実」については、いずれも満たすことが必要か。	19
Q 4-35	「専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	19
Q 4-36	「探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会」とは具体的にどういった機会を想定しているのか。	19
Q 4-37	「対話的・協働的な学びの充実」とは具体的にどういったものを想定しているのか。	20
Q 4-38	加点項目（イ）について、「高度な外部人材・外部コンテンツの活用等」とは具体的にどのような人材や外部コンテンツを想定しているのか。	20
Q 4-39	加点項目（オ）について、「地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を実施し、当該スペースを地域の『デジタルものづくり』の拠点として活用」とは、具体的にどのような取組を想定しているのか。	20
<評価項目 3>		21
Q 4-40	「専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	21
Q 4-41	「開設に向けた具体的な検討を含む」とあるが、どのような検討を行う必要があるのか。	21
Q 4-42	「他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む」とは具体的にどのような意味か。その際に留意する事項は何か。	21
Q 4-43	加点項目（ウ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。	21
Q 4-44	加点項目（オ）について、「2科目以上を設置すること」とあるが、一つの学科において2科目以上を設置しなければならないということか、それとも一つの学校の中	

の複数の学科で1科目ずつ設置することでもよいのか。	21
Q 4-45 加点項目（オ）について、2科目以上設置し、1科目ずつ設置年度が異なる場合、実績値はどれを記載すればよいのか。	21
<評価項目 4-1>	22
Q 4-46 「その他情報・理数を重視した専門学科」「それに類似する専攻、小学科、コース」とは具体的にどのような学科か。	22
Q 4-47 「それに類似する専攻、小学科、コース」には普通科の理系コースは含まれるか。	22
<評価項目 4-2>	22
Q 4-48 加点項目（イ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。	22
<評価項目 5-1>	22
Q 4-49 「外部専門人材等」とは具体的にどのような人材を想定しているのか。	22
<評価項目 5-2>	22
Q 4-50 加点項目（イ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。	22
<評価項目 6>	23
Q 4-51 加点項目（ア）「職業科目等において、ロボット、ドローンなど最新の ICT 機器を活用した取組を行うこと。」とは具体的にはどのような取組を想定しているのか。	23
Q 4-52 加点項目（イ）「企業等と連携し、障害の状態等を補う ICT 機器や、ICT を活用した道具の開発等をユーザー視点を取り入れて行うこと。」とは具体的にはどのような取組を想定しているのか。	23
Q 4-53 加点項目（ウ）「自立・社会参加に向けた、障害特性等に応じた ICT 機器の活用を通じた取組を実施すること。」とは具体的にはどのような取組を想定しているのか。	23
<評価項目 7>	23
Q 4-54 「情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試」とは具体的にどのような入試を想定しているのか。	23
Q 4-55 加点項目（イ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。	23
<成果指標>	24
Q 4-56 採択された場合、事後的にどのようなことをしなければならないのか。	24
Q 4-57 指標とされている、情報Ⅱ等の開設割合、情報Ⅱ等の履修生徒数/全体生徒数、理系学部への進学率は、いつから取り始める必要があるのか。	24
○補助額・補助対象について	25
Q 5-1 補助上限はいくらか。上限いっぱいでないで申請できないのか。また補助金は定額補助か。	25

Q 5 - 2	都道府県基礎枠を超えた申請はできないのか。	25
Q 5 - 3	どのような経費が補助対象となるのか。	25
Q 5 - 4	機器や設備の整備、教育課程の編成などに時間を要するため、例えば 1 年目に機械整備等を行い 2 年目に遠隔授業を開設するなど、補助事業の実施 (ICT 機器整備等) と実際の取組の年度が異なってもよいのか。	25
Q 5 - 5	予算の費目に設備費●%以上、旅費・謝金は●%以下などの制限はあるのか。	26
Q 5 - 6	機器や設備の整備に付随する経費 (設定や工事に係る経費、ソフトウェアやサービスのライセンス料、運用保守代など) は補助対象になるのか。	26
Q 5 - 7	データ解析を行うための理科系実験機器や、探究学習で活用する ICT 関連機器 (VR グラス等) は補助対象になるのか。	26
Q 5 - 8	整備する機器を複数年リース契約で調達した場合のリース料については補助対象となるのか。	26
Q 5 - 9	学科再編における情報科等の新設等に伴う施設の改修や探究学習に必要な可動式の机やいすについても補助対象となるのか。	26
Q 5 - 10	消耗品については補助対象となるのか。	26
Q 5 - 11	例えば、学校での遠隔授業実施のため、県立の教員研修施設等に配信機能を整備するなど、高等学校での取組のための機器等であれば、学校以外の施設への機器整備も補助対象となるのか。	27
Q 5 - 12	1 人 1 台端末環境の実現のため本事業の活用は可能か。	27
Q 5 - 13	情報の非常勤講師や事務員を任用するなどの直接人件費は補助対象となるのか。	27
Q 5 - 14	既に本事業に係る取組を実施している都道府県への視察を目的とした職員旅費は補助対象となるのか。	27
Q 5 - 15	都道府県事務費にはどういった経費が含まれるのか。	27
Q 5 - 16	本事業に採択された場合、令和 6 年度中に事業を開始する必要があるのか。また、各都道府県でも繰り越し手続きを行う必要があるのか。	27
Q 5 - 17	来年度以降も同様の補助事業は計画されているのか。	28
Q 5 - 18	前年度まで学校設置者の自主財源で進めてきた取組を、本補助金を活用して継続することは可能か。	28
Q 5 - 19	生徒たちが県外での課外活動に参加するための交通費を「旅費」から支出してもよいのか。	28
Q 5 - 20	同一設置者において複数校が採択された場合、当該複数校に必要な取組に関する経費についてスケールメリットを生かしてまとめて設置者において契約することは可能か。	28
Q 5 - 21	交付決定後どのタイミングで補助金の支払いが行われるか。	29
Q 5 - 22	補助事業で取得した設備について、一時的に他の用途に使用する場合には手続き等が必要か。	29
Q 5 - 23	生徒の外国旅費は補助対象となるのか。	29

【重点類型について】	30
○重点類型の申請・審査について.....	30
＜申請について＞	30
Q 6－1 複数の重点類型に重複して申請することは可能か。	30
Q 6－2 複数の学科を設置する学校の場合、学科ごとにそれぞれ別の重点類型に申請することは可能か。	30
Q 6－3 重点類型に申請した場合、DX ハイスクール（基本類型）への申請は可能か。 ...	30
Q 6－4 半導体重点枠へはどのように申請すればよいか。	30
Q 6－5 プロフェッショナル型について、異なる取組によりプロフェッショナル型と半導体重点枠にそれぞれ申請することは可能か。（例：工業科の取組で半導体重点枠に、商業科の取組でプロフェッショナル型に申請）	30
Q 6－6 マイスター・ハイスクール事業の指定校やマイスター・ハイスクール普及促進事業の拠点校が重点類型プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）に申請することは可能か。	31
Q 6－7 WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の拠点校が重点類型グローバル型に申請することは可能か。	31
Q 6－8 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）の指定校が重点類型特色化・魅力化型に申請することは可能か。	31
＜審査について＞	32
Q 7－1 重点類型の採択において、地域バランスの考慮はあるのか。	32
Q 7－2 プロフェッショナル型について、学科バランスの考慮はあるのか。	32
Q 7－3 重点類型において採択されなかった場合、DX ハイスクール（基本類型）において採択されることはあるのか。	32
Q 7－4 プロフェッショナル型において、半導体重点枠に採択されなかった場合、プロフェッショナル型として採択されることはあるのか。	32
○補助対象について（重点類型関係）	32
Q 8－1 DX ハイスクール（基本類型）の額と、重点類型による加算額は、切り分けてそれぞれの取組に対して執行する必要があるのか。	32
【プロフェッショナル型について】	33
○評価項目について（プロフェッショナル型）	33
＜評価項目 1＞	33
Q 9－1 複数の学科を置く高等学校等の場合、職業を主とする専門学科又は総合学科の他に、普通科も含めた取組を申請することはできるか。	33
Q 9－2 職業を主とする専門学科を複数置く学校の場合、全ての専門学科で取組を実施する必要があるか。	33
Q 9－3 複数の学科において取組を実施する場合、どのように申請すればよいか。	33
＜評価項目 2＞	34
Q 9－4 「産業界等（企業や各種法人、大学等の高等教育機関等。以下同じ。）と専門高校、	

専門高校の所在する自治体の持続的な連携体制が構築されていること」とは、産業界と専門高校と自治体の三者の連携体制でなければならないか（いずれか二者でもよい）。	34
Q 9－5 必須項目（ア）における「産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材（産学連携コーディネーター）」とはどのような人材を想定しているか。雇用条件等に指定はあるか。	34
Q 9－6 加点項目（オ）について、「その他、産業界等を含む連携体制の構築を行っていること」とはどのようなことを想定しているか。	34
<評価項目 3>	34
Q 9－7 評価項目 3 における「体系的に行い」とはどのようなことを想定しているか。 ..	34
Q 9－8 加点項目（エ）における「産業界等と連携した教育内容の充実に資する取組」は課外活動も含まれるか。	35
<評価項目 4>	35
Q 9－9 「最先端技術や新しい産業分野を見通した学校設定教科・科目」とは具体的にどういったものを想定しているのか。	35
Q 9－10 加点項目（ウ）について、「教科・科目の新規開設や単位数の増」は学科全体で実施していなければ加点とならないか（ある学科の特定のコースだけ実施している場合も加点となるか）。	35
<評価項目 5>	35
Q 9－11 「人材育成の成果目標」とはどのようなものを想定しているのか。	35
Q 9－12 「客観的な評価指標を定め、取組の評価・改善を図る」とはどのようなことを想定しているのか。	35
<評価項目 6>	36
Q 9－13 加点項目（ア）にて「問い合わせへの積極的な対応」とは具体的にどのようなことを想定しているか。	36
Q 9－14 加点項目（イ）における「他都道府県や県内の他の専門高校を対象とした取組の広報活動」とは具体的にどのようなことを想定しているか。	36
○評価項目について（プロフェッショナル型・半導体重点枠）	36
<評価項目 4>	36
Q 10－1 加点項目（ウ）「半導体に関する学習が可能な教科・科目の新規開設や単位数の増など、既存教科・科目による教育内容の充実」とは具体的にはどのようなものを想定しているか。	36
Q 10－2 加点項目（エ）については、既に協力を得ている場合のみ該当か（これから協力を要請する場合には当てはまらないか）。	36
<評価項目 6>	37
Q 10－3 「半導体人材の裾野の拡大に資する取組」とは具体的にはどのようなものを想定しているか。	37

○補助対象について（プロフェッショナル型（半導体重点枠含む））	37
Q 1 1－1 産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材（産学連携コーディネーター）の配置にかかる人件費は補助対象となるか。	37
Q 1 1－2 半導体重点枠の場合、経費を半導体に関連する産業以外の産業界等との連携に使用することは可能か。	37
【グローバル型について】	37
○評価項目について（グローバル型）	37
＜評価項目 1－1＞	37
Q 1 2－1 加点項目（ウ）「参加に係る検討や準備、海外での学習や生活を支援する必要な体制を整備」とは具体的にどのようなことか。	37
＜評価項目 1－2＞	38
Q 1 2－2 重点類型グローバル型の要件 1－2. を満たして採択された場合、採択されたことをもって、学習指導要領の内容を外国語で指導してよいのか。	38
Q 1 2－3 加点項目（ウ）「日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備」とは具体的にどのようなことか。	38
＜評価項目 6＞	38
Q 1 2－4 「高校生国際会議等」とは具体的にどのようなものを想定しているか。	38
Q 1 2－5 「国内外の大学、企業、国際機関等と協働」とは具体的にどのようなものを想定しているか。	38
＜評価項目 7＞	39
Q 1 2－6 加点項目（ア）の「第三者によって組織する運営指導委員会」について、人数の上限・下限や、開催頻度の決まりはあるか。	39
Q 1 2－7 既に「運営指導委員会」と同様の組織を設置している場合、同構成員をもって本事業の運営指導委員会とすることは可能か。	39
Q 1 2－8 加点項目（イ）において「校長及び管理職等のリーダーシップの下」とあるが、従来担当している管理職でない職員が担当することでもよいのか。	39
○補助対象について（グローバル型）	39
Q 1 3－1 評価項目 1－1. の「海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等」にかかる生徒の外国旅費は補助対象となるのか。	39
【特色化・魅力化型について】	40
○評価項目について（特色化・魅力化型）	40
＜評価項目 2－1＞	40
Q 1 4－1 加点項目（イ）について、各年次において学校設定教科・科目と総合的な探究の時間の両方を履修する必要があるのか。	40
＜評価項目 2－2＞	40
Q 1 4－2 加点項目（ア）はどのような場合に加算されるのか。	40
＜評価項目 3＞	40

Q 1 4 - 3 「三つの方針」の策定単位は学科である必要があるか。	40
<評価項目 4>	40
Q 1 4 - 4 加点項目（ア）において、4以上の多様な機関等との連携は、全て異なる種類である必要があるか。	40
<評価項目 5>	41
Q 1 4 - 5 普通科改革支援事業では、コーディネーターは現職の教師とは別の者であることが要件だったが、本事業ではどうか。	41
Q 1 4 - 6 1人のコーディネーターが複数の学校のコーディネーターとなることは可能か。	41
Q 1 4 - 7 「当該学校における校務分掌の中に位置づける」ことの趣旨は何か。	41
Q 1 4 - 8 加点項目（イ）について、「決定」とはどのような状態を想定しているか。	41
<評価項目 6>	41
Q 1 4 - 9 加点項目（ア）の「第三者によって組織する運営指導委員会」について、人数の上限・下限や、開催頻度の決まりはあるか。	41
Q 1 4 - 10 既に別事業において運営指導委員会を設置している場合、同構成員をもって本事業の運営指導委員会とすることは可能か。	41
Q 1 4 - 11 加点項目（イ）において「校長及び管理職等のリーダーシップの下」とあるが、従来担当している管理職でない職員が担当することでもよいのか。	42
Q 1 4 - 12 加点項目（ク）「理解促進・普及を図るための広報活動」とは具体的にどのようなことを想定しているか。	42
○補助対象について（特色化・魅力化型）	42
Q 1 5 - 13 関係機関等との調整や連携協力、探究的な学習活動のファシリテーション等を担うコーディネーターの配置にかかる人件費は補助対象となるか。	42
【都道府県による域内横断的な取組について】	42
Q 1 6 - 1 域内横断的な取組における「域内の対象」の範囲はどこまでか。	42
Q 1 6 - 2 実施要領「2. 補助対象となる取組の内容」にある項目は全て実施しなければならないのか。	42
Q 1 6 - 3 域内横断的な取組として教育委員会等が開催した研修等に参加するための教師の旅費等の経費は補助対象になるか。	42
Q 1 6 - 4 実施要領「2. 補助対象となる取組の内容」は具体的にどのような取組を想定しているのか。	43
Q 1 6 - 5 必要な設備備品等の整備として配信機器などのデジタル機器等は補助対象になるか。	43
Q 1 6 - 6 指導内容の質の向上を図るために教育委員会にコーディネーターなどを設置し、域内の高等学校等への支援として活用することは可能か。	43
Q 1 6 - 7 コンテスト等の成果発表会を実施する場合に採択校以外の高等学校等の生徒を参加させることは可能か。	43
Q 1 6 - 8 全国規模のコンテスト等の成果発表会は開催されるのか。	44

- Q 1 6－9 事業終了後はどのようなことをしなければならないのか。 44
- Q 1 6－10 申請時に提出するイメージ図は、例とは異なるレイアウトでも可能か。 44

○制度概要について

Q 1－1 高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）の目的は何か。

A. 大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要です。そのため、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）（以下「本事業」という。）は、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICT を活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援するものです。

今回の補助事業では、いわゆる理系の生徒だけではなく、いわゆる文系の生徒やデジタルや理数分野に苦手意識を持っている生徒、あるいは普通科だけでなく専門学科、総合学科の生徒にも、よりよい学びの環境が提供されることを目的にしています。情報モラルや科学リテラシーは全ての生徒に必要な知識であり、例えば、地域の課題解決や社会調査をするにしても、デジタルの活用、理数系分野の教科・科目は重要なツールとなります。このように今後ますます理系・文系の垣根がなくなっていく中で、多くの生徒の知的好奇心を高め、それぞれに必要な学習環境が整えられることが期待されています。

Q 1－2 高等学校 DX 加速化推進事業とスーパーサイエンスハイスクール（SSH）との違いは何か。

A. 文部科学省では、科学技術、理科・数学教育に関する研究開発等を行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）に指定し、理科・数学等に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施し、科学技術人材を育成するための事業を行っていますが、本事業は SSH のようなモデル事業、指定校ではなく、情報Ⅱ、数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目又は総合的な探究の時間、情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目（以下「情報Ⅱ等」という。）の新規開設・充実やデジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、文理横断的・探究的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実等を図るために広く環境整備を行うための事業です。

Q 1－3 具体的にはどのような取組が求められるのか。

A. 本事業では、「情報Ⅱ等の教科・科目の開設」及び「デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備」を必ず実施することとし、その上で、以下のような具体的な取組が想定されます。

- ・ 情報Ⅱ等の新規開設又は既に開設された情報Ⅱ等の必修化
- ・ 情報Ⅱ等の充実のための外部専門人材等を活用することなどによる教師向け研修の実施
- ・ 情報Ⅱ等の充実のための外部専門人材等を活用した授業の実施
- ・ 情報Ⅱ等の充実のための外部専門人材等を活用した授業に資する動画の制作
- ・ 情報Ⅱ等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するための補足的な学習、発展的な学習などの学習活動を取り入れるなどの授業への工夫
- ・ 情報Ⅱ等の遠隔授業による実施
- ・ 情報モラルに関する学習の充実
- ・ 情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実
- ・ 文理横断的・探究的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実
- ・ 高機能の ICT 機器等を活用した観察・実験・実習の機会の増加
- ・ 研究開発法人・大学・高等専門学校や民間企業等との連携により、高度な外部人材・外部コンテンツの活用等
- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や関係機関等との連携協力体制（コンソーシアム・コーディネーター等）の活用
- ・ 国内外のプログラミングコンテストや情報に関する学会等への積極的な参加や専門家からのフィードバックを得る機会の確保を通じた当該デジタル関連の活動が生徒にとってやりがいのある取組になるような工夫
- ・ デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備の配備及び当該スペースを地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を通じた地域の「デジタルものづくり」の拠点としての活用
- ・ 数学、理科、理数、専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目の新規開設
- ・ 情報科、理数科、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等の新規開設
- ・ 新しい普通科における、特色・魅力ある学びの充実、文理横断的・探究的な学びの充実のためのデジタルや外部専門人材等を活用した授業の実施
- ・ 多様な生徒を受け入れるための情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試の実施又は充実 等

上記記載されている取組以外の取組については、別途「評価項目」を参照ください。

Q 1－4 本事業において必ず実施しなければならない取組はあるのか。特別支援学校高等部も同様の条件になるのか。

A. 本事業の実施にあたり、以下の2点を満たす必要があります。

①評価項目1－1「情報Ⅱ等を令和6年度においてすでに開設していること（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）。また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。」、もしくは、評価項目1－2「情報Ⅱ等の開設（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。）（総合的な探究の時間については、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な内容に充実させること及び職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む）に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備（授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること。その際、遅くとも令和8年度までに新規開設するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。」のいずれか。

②評価項目2「デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること」

なお、特別支援学校高等部については、評価項目1－1と1－2のいずれについても満たす必要はありませんが、評価項目2については必ず満たす必要があります。評価項目2以外の項目については必須要件ではありませんが、申請する取組内容に合致する項目がある場合には加点の対象となりますので、事業計画書3の該当する取組の欄に○を付してください。※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 1－5 情報の免許を有する教員が足りないので、評価項目 1－1 や 1－2 を満たすことが困難だが、どうしたらよいか。

A. 本事業においては、評価項目 1－1 又は 1－2 のいずれかを必ず満たしていただく必要があります。各都道府県において、情報の免許を有する教員は一定数いるものの、情報以外の教科を教える必要があり当該教員の週当たりの担当コマ数がこれ以上増やせないなどの状況もあるかもしれませんが、申請に当たっては、以下の方法も参考にしながら検討いただければと思います。なお、高等学校情報科に係る指導体制については、必要な都道府県に対して「令和 6 年 4 月 1 日人事を見据えた指導体制の改善計画」（令和 5 年 11 月 22 日付事務連絡関係）に則った対応を求めているところであり、情報担当教員の着実な採用や特別免許状の交付など、適切な対応をお願いします。また、補助対象経費については [Q 5－13](#) の回答をご参照ください。

（考えられる方法）

- ・情報の免許を有する教員が複数校の情報の授業を担当する
- ・情報Ⅱ等を開設している他校と連携して、対面により行う授業と同等の教育効果を有することを担保した上で、同時双方向型の遠隔授業を行う

※遠隔授業[教科・科目充実型]の留意事項もあわせて御確認ください。

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_koukou01-0000007812_01.pdf

- ・特別非常勤講師を都道府県単位で新規採用する
- ・民間企業への委託や大学等との連携により外部専門人材等を活用する
- ・文部科学省ホームページ「高等学校情報科に関する特設ページ」の授業・解説動画を効果的に活用する

Q 1－6 情報Ⅱ等を実施するに当たり、遠隔授業を取り入れたとしても、学校間の時間割の調整が難しいが、どうしたらよいか。

A. 遠隔授業を取り入れて新たに開設する場合（評価項目 1－2）には、令和 8 年度までの実現を求めるものであるため、補助事業者において学校間の意向を聞きながら調整するなど、その実現に向けた具体的な検討や必要な準備をそれまでの間に進めていただければと思います。※令和 6 年度採択校に関する Q&A になっているが、新規申請校についても同様。

Q 1－7 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）のように、教育課程特例はあるのか。

A. 本事業の対象になることによって教育課程特例が適用されることはありません。

Q 1－8 教員加配はつくのか。

A. 本事業は加配対象となっている委託事業のように先導的なモデルを構築するものではなく、デジタル等成長分野を支える人材育成強化のために必要な環境整備の経費を支援するものであるため、追加的な教員配置はありません。

○補助対象校について

Q 2-1 どのような学校が補助対象となるのか。

A. 補助対象となるのは、都道府県、市（東京都の特別区を含む。）町村（市町村の組合を含む。）、公立大学法人、学校法人が設置する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部です。なお、申請時点で廃校が決定している学校や学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態があると考えられる学校は補助対象外です。（「学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態があると考えられる学校」についてはQ 2-9 参照）

Q 2-2 既に本事業におけるデジタル人材育成に資する取組（デジタル活用や文理横断的・探究的な学びなど評価項目に記載されている取組）を実施している学校も補助対象となるのか。

A. 既にデジタル人材育成に資する取組を実施している学校も、取組を更に充実させる場合には補助対象となりますが、本事業の実施にあたっては、実施要領「2. 要件」を満たす必要があります。

Q 2-3 特別支援学校高等部は補助対象となるのか。

A. 特別支援学校高等部も補助対象になります。[Q 1-4](#)の回答に記載のとおり、評価項目 1-1 又は 1-2 のいずれも満たす必要はありませんが、評価項目 2 「デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM 教育等文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること」については、必ず満たしていただく必要があります。評価項目 2 以外の項目については必須要件ではありませんが、申請する取組内容に合致する項目がある場合には加点の対象となりますので、事業計画書 3 の該当する取組の欄に○を付してください。

Q 2-4 専門学科、総合学科も補助対象となるのか。

A. 専門学科、総合学科も補助対象となります。本補助事業は、[Q 1-1](#)の回答に記載のとおり、普通科だけではなく、専門学科や総合学科の生徒にもよりよい学びの環境が提供されることを目的としておりますので、積極的な申請を期待しております。

Q 2-5 高等学校における分校は補助対象となるのか。

A. 高等学校における分校も補助対象となります。本校と分校においてそれぞれ取組計画をたてる場合、本校と分校がそれぞれ採択校となることが可能です（その場合、本校、分校それぞれ補助上限額は1,000万円となります）。また、本校と分校が一体となって取組計画を立てて申請することも可能です（その場合、補助上限額は本校、分校合わせて1,000万円となります）。

Q 2-6 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校は本事業の補助対象となるのか。

A. 実施要領の7. その他（1）及び（2）を参照してください。

Q 2-7 理科教育設備整備費の補助対象経費も本事業の補助対象となるのか。

A. 理科教育設備整備費等補助金は、理科教育振興法において、理科教育及び算数・数学教育において通常必要な設備を整備することを目的としており、政令で定める基準にまで高めようとする場合には国が当該補助金において補助することとされています。そのため、理科教育設備整備費等補助金交付要綱に規定する補助対象経費は、原則として本事業の補助対象になりません。

ただし、理科教育設備整備費等補助金において補助対象外としている経費（取得価格が1組4万円未満の設備、理科教育及び算数・数学教育以外にも広く活用可能な汎用性のある設備等）について、本事業の趣旨に沿うことが説明可能な場合において、補助対象とすることは差し支えありません。

Q 2-8 その他事業の指定校や委託費・補助金を受ける学校は本事業の補助対象となるのか。

A. SSHを除く委託事業の指定校や他の補助金を受ける学校についても本事業の補助対象となりますが、同一の経費を補助対象とすることはできないため、経費の重複がないように留意してください。

ただし、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業のカリキュラム開発拠点校、グローバル人材育成強化拠点校は重点類型（グローバル型）の、新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）の指定校は重点類型（特色化・魅力化型）の、マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）の指定校・拠点校は重点類型（プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む））の補助対象外となります。（実施要領7. その他及び[Q 6-6～Q 6-8](#)参照）

Q 2－9 実施要領「1. 補助事業者」にある「学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態があると考えられる学校は補助対象外となる」とはどういうことを想定しているのか。

A. 例えば、通信制高校では、全ての教科・科目等の面接指導・添削指導を、該当教科の教育職員免許状を保持していない者が実施している実態がある場合、通信教育において最低限必要な面接指導を対面で実施していない場合、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免、生徒の実態を考慮しない一律の減免、複数のメディアを使わずに減免、学習成果を確認せずに減免しているなどの不適切な実態がある場合等を想定しています。

Q 2－10 実施要領「1. 補助事業者」にある「申請時点で廃校が決定している学校は補助対象外とする」とはどういうことを想定しているのか。

A. 例えば、申請の翌年度に廃校となることが決定しており、補助目的を達成することができないことが予めわかっているような場合に補助対象外とすることを想定しています。

○申請・審査について

Q 3 - 1 都道府県にて申請書をまとめる必要があるのか。その際に留意する事項は何か。
都道府県にて申請書をまとめる際に申請できる校数に制限はあるのか。

A. 公立・私立の高等学校等の事業計画書を取りまとめの上、都道府県（公立については教育委員会、私立については知事部局がとりまとめ）ごとに文部科学省へ提出をお願いします。特に公立の学校設置者として申請する場合については、申請に当たり、普通科、専門学科、総合学科のいずれかの学科に偏ることのないように各学校と連携を図るほか、中山間地域や離島等に立地する高等学校等や分校からも積極的に提出されるように配慮願います。

都道府県において、域内の高校教育政策を踏まえた包括的な方針（本補助事業に対する一般的な考え方に加え、特にスケールメリットを生かした民間委託の検討、特定の科目に関する遠隔授業の配信に関する学校間調整、専門人材確保等に関する事項）を学校に対して事前にお示しいただいた上で、学校が申請内容を検討していただくことも可能ですし、各学校が目指す教育内容や、その教育内容を実現するのに必要な申請内容を都道府県に提出いただいた上で、都道府県においてご検討いただくことも可能です。ただし、いずれの場合でも、各学校で必要な経費はすべからず申請書等に記載いただくことが必要ですのでご注意ください。

なお、都道府県ごとに申請校数に制限はありませんので、申請を希望する学校がすべて申請していただけるよう積極的に検討いただくようお願いします。なお、採択基準に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定することとなるため、申請した学校がすべて補助対象となるわけではない点ご注意ください。

Q 3 - 2 本事業とスーパーサイエンスハイスクール（SSH）を同時に申請することは可能か。

A. SSH を同時に申請することは可能ですが、同時に採択されることはありません。同時に申請していた場合、SSH の新規採択校として決定した時点で、文部科学省内で調整により、自動的に本事業の補助対象校からは除外されます。

Q 3 - 3 どのように審査し選定するのか。

A. 実施要領「2. 要件」、「3. 採択基準等」、「4. 申請方法及び採択方法」をご参照ください。

Q 3 - 4 全日制課程、定時制課程、通信制課程が併設されている場合、課程毎に申請ができるのか。また、文系コース・理系コース、特別進学コースなどにコース等が分かれている場合は、コース等毎に申請ができるのか。

A. 課程毎、コース等毎に申請はできません。

Q 3－5 実施要領 4.（3）①都道府県基礎枠について、各都道府県に通知される公立学校分の基礎枠には政令指定都市分も含まれるか。また、政令指定都市についても都道府県において他の市町村と同様に周知し、交付申請書のとりまとめ等を行う必要があるか。

A. 公立学校分の基礎枠では、申請のあった都道府県立学校、市町村立学校（政令指定都市立を含む）について、採択基準に基づく得点上位の学校から順に基礎枠の範囲内で採択校として決定することになります。

また、政令指定都市についても他の市町村と同様に都道府県から周知し、交付申請書等を取りまとめていただくようお願いします。

Q 3－6 交付決定まではどのようなスケジュールとなるか。

A. 実施要領 4.（1）のとおり、まず事業計画書を提出いただき、文部科学省において実施要領、採択基準に基づいて審査した上で内定を通知します。その後、内定通知を踏まえ交付申請書を提出いただき、交付決定を行う予定です。

○採択基準（基本類型・重点類型共通）の評価項目について

＜評価項目 1－1＞

Q 4－1 「数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目」とは具体的にどのような教育内容の教科・科目を想定しているのか。

A. 例えば、情報Ⅰの履修の上に、デジタル社会の基礎知識（読み・書き・そろばん）である数理・データサイエンス・AI について、高等教育段階における「リテラシーレベル」（※）のプログラムへの接続を見据え、数理・データサイエンス・AI の活用に向けた基礎的なスキルを習得するための実践的な教育内容に取り組む学校設定教科・科目を想定しています（その際、数理・データサイエンス・AI について、必ずしも網羅的に取り扱う必要はなく、外部専門人材等も活用して、地域や生徒の実情を踏まえた教育内容を設定していただくことを想定しております）。

また、普通科において、共通科目「情報Ⅱ」や専門学科の教科「理数」などの教育内容を活用し、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色や日常生活（実生活）との関連性を重視した特色ある教育課程の編成に資する学校設定教科・科目を設定することが想定されます。

（※）高等教育段階におけるリテラシーレベルのプログラム：学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力を育成することを目的としたプログラム

Q 4－2 「数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした総合的な探究の時間」では具体的にどのような教育内容を想定しているのか。

A. 「数理データサイエンス・AI の活用を前提とした総合的な探究の時間」では、探究の過程（課題の設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現）において、数理・データサイエンス、AI を適切に活用することを想定しています。なお実施にあたっては、学校において定める総合的な探究の時間の目標は各学校における教育目標を踏まえること、教科・科目等横断的に学習活動が行われること、学習活動において、探究の過程が発展的に繰り返されることに留意して実施してください。

なお、総合的な探究の時間を「理数探究基礎」又は「理数探究」、専門学科における「課題研究」に代替している場合、その実施に当たり数理・データサイエンス・AI を適切に活用している場合は同様に評価項目 1－1 及び 1－2 の要件を満たします。

Q 4－3 「他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む」とは具体的にどのような意味か。その際に留意する事項は何か。

A. 他校で実施されている情報Ⅱ等の授業を申請校の生徒が正規の授業としてオンラインで受けることを想定しています。

なお、平成 27 年 4 月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業[教科・科目充実型]を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとなりました。

本補助事業と遠隔授業[教科・科目充実型]を効果的に組み合わせて、免許を有する教員が少ない情報Ⅱ等の授業を開設したい学校や、数理・データサイエンス・AI といった幅広い科目を置くことが難しい小規模校等において、生徒の学習機会の充実につなげていただくことも、本事業の趣旨に沿うものと考えます。

その際には、遠隔授業[教科・科目充実型]の留意事項もあわせて御確認ください。

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_koukou01-0000007812_01.pdf

Q 4－4 「遅くとも令和 8 年度までに受講生徒数の割合を全体の 2 割以上とすることを目指すこと」となっているが受講生徒の割合の全体の母数とは何か。

A. 本事業で補助対象となる学科（複数学科が補助対象となる場合には当該複数学科）において、情報Ⅱ等を開設する学年の生徒数が受講生徒の割合の全体の母数となります。また、受講生徒数とは、事業実施年度において情報Ⅱ等を履修する生徒数です。

例えば、高校 1～3 年の 3 学年において情報Ⅱを開設するのであれば、母数は当該 3 学年の生徒数、受講生徒数は当該 3 学年のうち情報Ⅱを履修する生徒の数となります。※令和 6 年度採択校に関する Q&A になっているが、新規申請校についても同様。

Q 4－5 「情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目」については、具体的にどのような教科・科目か。

A. 職業系の教科・科目の指導内容に数理・データサイエンス・AI 等、情報Ⅱの指導内容を関連付けて内容を充実させた教科・科目を想定しています。例えば、工業科「プログラミング技術」等の情報技術関連科目、商業科「プログラミング」等の情報技術関連科目等での充実が考えられますが、その他の教科・科目であっても、該当していれば差し支えありません。

Q 4－6 「情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目」については、どの科目で行っていてもいいのか。課題研究も含まれるか。

A. どの科目であっても差し支えありません。課題研究も含まれます。

Q 4－7 普通科、職業教育を主とする専門学科を併置している学校で、いずれかの学科が評価項目 1-1、もう一方が評価項目 1-2 に該当する場合は、どちらにも加算されるのか。

A. 上記の場合、評価項目 1-1、評価項目 1-2 いずれにも加算されます。

Q 4－8 普通科、専門学科を併置している学校で、例えば普通科のみ（または専門学科のみ）が取組を実施し、専門学科（または普通科のみ）が取組を実施しない場合、申請は可能か。その場合、補助金の使途は、当該学科のみに限定されるのか。

A. 上記の場合でも申請可能ですが、補助金の使途については当該学科の取組に必要な経費に限定されます。

Q 4－9 職業教育を主とする専門学科において、例えば工業科の特定の小学科のみが取組を実施する場合、小学科単位で申請可能か。

A. 特定の小学科のみが取組を実施することで申請することはできません。少なくとも農業に関する学科等のように、高等学校設置基準第 6 条第 2 項に定められた学科単位で取組を実施していただく必要があります。

Q 4－10 加点項目（ア）について、「必修科目として開設」とは、校内の一部の学科で開設されていればよいのか。

A. 学科単位で取組を実施する場合には学科単位で必修科目とし、学校単位で取組を実施する場合には、校内のすべての学科で必修科目として開設される必要があります。なお、取組を実施する全ての学科に情報Ⅱ等が必修科目として開設されていればよく、学科間で同一の科目である必要はありません。

Q 4-11 加点項目（イ）について、「情報Ⅱ等を選択科目から必修科目にすることについて遅くとも令和6年度中に具体的に検討を開始すること（令和6年度以前からの検討を含む）」とあるが、どのような検討を想定しているのか。

A. 校内において、学校責任者が含まれる教育課程の検討に関する会議を複数回開催し、その中で、採択された年度の翌年度以降に情報Ⅱ等の必修化に向けた必要な検討をすること等を想定しています。

なお、文部科学省では、情報Ⅱに関する教員向け研修教材や、指導力に優れた教員による情報Ⅱの授業解説動画、情報Ⅱオンライン学習会のアーカイブ動画を、特設サイトにて公開していますので、情報Ⅱの開設にあたり、是非ご活用ください。

・高等学校情報科に関する特設ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm

※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 4-12 加点項目（ウ）について、「令和7年度入学生用の教育課程の中で必修科目にすること」とあるが、令和7年度入学生がどの学年で必修科目として学ぶかは学校に任せられているのか。

A. 情報Ⅱの履修については、必修科目である情報Ⅰの履修が前提となることから、原則としては、2年次以上で学ぶことを想定しています。他方で、情報Ⅰと並行して、Q4-1にあるような実践的な科目を開講することも妨げるものではありません。※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 4-13 加点項目（ウ）について、「あるいは令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程において必修科目にすること」とは具体的にどのような対応を想定しているか。

A. 令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程を変更し、情報Ⅱ等を必修化することを想定しています。※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 4-14 加点項目（ウ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。

A. 生徒や保護者に対して説明を行うことや、各校のHPや入学説明会等において情報Ⅱ等が盛り込まれたシラバス・教育課程表を公表することなどを想定しています。

Q 4-15 加点項目（エ）、（オ）について、「外部専門人材等を活用」とは具体的にどのような人材等を想定しているのか。

A. 研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、ポスドク、博士人材、大学院生等に関わっていただくことを想定しています。

また、プログラミングやコンテンツ作成など、情報Ⅱで取り扱う教育内容の学習に資する生成AI ツール（ChatGPT、Google Bard、Microsoft Copilot、Adobe Firefly、Stable Diffusion 等）の利用も想定されます。

Q 4-16 加点項目（カ）について、「補充的な学習や発展的な学習などの学習活動」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

A. 情報Ⅱ等を開設するに当たり、より多くの生徒に受講してもらうことが望ましいですが、生徒の理解度や興味・関心度合いは生徒によって異なると考えられます。

より発展的な内容にチャレンジしたい生徒には、発展的な学習を取り入れたり、また授業内容に苦手意識を持つ生徒や、授業の進度に不安を感じる生徒には、必要に応じて補習等、丁寧なフォローを行っていただく場合を想定しています。

Q 4-17 加点項目（キ）について、本校から分校に配信する場合にも加対象となるか。

A. 情報Ⅱ等を遠隔授業により本校から分校に配信する場合にも加対象となります。

Q 4-18 加点項目（ク）について、「情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること」とは具体的にどのようなことをすればよいのか。

A. ここでいう情報モラルとは、単にスマートフォンの利用マナーといったことではなく、法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度などを含め、情報社会に主体的に参画し、発展に寄与するための資質・能力を養うことを想定しています。

具体的には、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説（情報編）の第 2 章第 2 節「情報Ⅱ（p41～59）」を踏まえた学習を行ってください。

学校設定教科・科目や総合的な探究の時間等において取り扱う場合にも、上述の学習指導要領の情報Ⅱ相当の学習を行うようにお願いします。

Q 4-19 専攻科のみが取組を実施する場合も申請可能か。

A. 専攻科のみが取組を実施することで申請することはできません。ただし、例えば職業学科において、「情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目」を開設した上で、更にその内容を深めた教科・科目を専攻科において開設するような場合には専攻科の取組も補助対象になります。（上記の場合でも、職業学科における取組が申請要件を満たすことが前提になります。）

<評価項目 1－2>

Q 4－20 「遅くとも令和 8 年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の 2 割以上とすることを目指すこと」となっているが受講生徒の割合の全体の母数は何か。

A. 受講生徒の割合の全体の母数の考え方については[Q 4－4](#)の回答をご参照ください。※令和 6 年度採択校に関する Q&A になっているが、新規申請校についても同様。

Q 4－21 「職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む」については、具体的にどのような教科・科目か。

A. 具体的な教科・科目については[Q 4－5](#)の回答をご参照ください。

Q 4－22 「職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む」については、どの科目で行っていてもいいのか。課題研究も含まれるか。

A. 考え方については[Q 4－6](#)の回答をご参照ください。

Q 4－23 「遅くとも令和 8 年度までに開設等」とはどのような状態を指すのか。

A. 令和 8 年度までに情報Ⅱ等が教育課程表に記載されるだけでなく、令和 8 年度に授業の実施まで行われている状態を指します。令和 7 年度に開設してももちろん問題ありません。※令和 6 年度採択校に関する Q&A になっているが、新規申請校についても同様。

Q 4－24 加点項目（ア）（カ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。

A. 対外的公表の考え方については[Q 4－14](#)の回答をご参照ください。

Q 4－25 加点項目（ア）について、「令和 7 年度入学生用の教育課程の中で開設すること」とあるが、令和 7 年度入学生がどの学年で必修科目として学ぶかは学校に任せられているのか。

A. 令和 7 年度入学生がどの学年で必修科目として学ぶかについての考えかたは Q 4－12 の回答をご参照ください。※令和 6 年度採択校に関する Q&A になっているが、新規申請校についても同様。

Q 4-26 加点項目（ア）について、「あるいは令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程において開設すること」とは具体的にどのような対応を想定しているのか。

A. 具体的な対応の考え方は[Q 4-13](#)の回答をご参照ください。※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 4-27 加点項目（イ）（ウ）について、「外部専門人材等を活用」とは具体的にどのような人材を想定しているのか。

A. 外部専門人材等の考え方は[Q 4-15](#)の回答をご参照ください。

Q 4-28 加点項目（ウ）について、「既存授業において外部専門人材等を活用した発展的な内容の授業を実施する」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。

A. 例えば、新たに新設を予定している情報Ⅱ等に親和性の高い教育内容（次年度から情報Ⅱ等を学ぶに当たって事前準備として適切である、もしくは教育内容の円滑な移行に資すると考えられる内容）を、情報Ⅰやそれに類する既存の科目の授業の中で取り上げたり、外部専門人材等を活用した情報Ⅱにつながるような授業を実施したりすることなどを想定しています。

Q 4-29 加点項目（エ）について、「補充的な学習や発展的な学習などの学習活動」とは、具体的にどのような活動を想定しているのか。

A. 具体的な例は[Q 4-16](#)の回答をご参照ください。

Q 4-30 加点項目（オ）について、「情報Ⅱ等を必修科目にすることについて令和6年度中に具体的な検討を開始すること（令和6年度以前からの検討も含む）」とあるが、どのような検討を行う必要があるのか。

A. 検討の考え方については[Q 4-11](#)の回答をご参照ください。※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 4-31 加点項目（ク）について、「情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること」とは具体的にどのようなことをすればよいのか。

A. 具体的な考え方については[Q 4-17](#)の回答をご参照ください。

<評価項目 2>

Q 4－32 「デジタルを活用した課外活動又は授業」とは具体的にどういったものを想定しているのか。

A. Society 5.0 と言われているこれからの社会において、デジタルスキルを身に付けた人材は経済発展と社会課題の解決にとって欠かすことのできない存在となっています。デジタル人材育成は我が国にとって急務であり、高校生段階においても、大学教育における数理・データサイエンス・AI に関する高度な教育プログラムへの接続を見据えた取り組みが必要です。特に、将来、データサイエンスや AI を駆使してイノベーションを創出し、世界レベルで活躍できる人材を育成する観点から、例えば、パソコン、プログラミング、ロボット、AI、データサイエンス、デジタルものづくりなどのデジタルを活用した課外活動等や授業に取り組み、デジタルに関する各種コンテスト（例えば、「情報オリンピック」や「パソコン甲子園」、プログラミングコンテスト、アプリ開発コンテストなど）への参加等を通じて、生徒のデジタルへの興味・関心をより高める活動に取り組むことが有効であると考えています。Q 4－1にある数理・データサイエンス・AI の活用に向けた基礎的なスキルを習得するための実践的な教育内容に取り組む学校設定教科・科目や数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした総合的な探究の時間の中で、こうした活動に直結するような内容を扱うことも考えられます。

Q 4－33 「デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペース」とは具体的にどのような場所を想定しているのか。新たに特別な場所を作らなければならないのか。

A. いわゆる「デジタルものづくりラボ」と呼ばれるような、3D プリンターやレーザーカッター、高性能 PC（3D—CAD や動画・写真・画像等の編集に対応したクリエイター仕様のソフトウェア、高性能タッチペンなどの導入を含む。）を配備し、生徒が創造的な活動にワクワクしながら取り組めるようなスペースを想定しています。学校内の空き教室等を活用して整備する場合もあれば、既存のコンピューター教室の中で整備する場合も考えられるところであり、学校の実情に応じた整備をご検討ください。

Q 4－34 「情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実」については、いずれも満たすことが必要か。

A. 情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等のいずれか（又は複数の教科）における取組みの充実が必要です。取組みの充実に当たっては、教育内容の充実、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を行っていくことが求められますが、これらの内容は必ずしも各内容が独立しているわけではないことから、明確に個々に対応した取組みを設定することができるとは限りません。そのため、各学校において、これらの記載を踏まえ、本事業の趣旨を達成するための取組みを工夫して設定することが必要となります。

Q 4－35 「専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実」とは具体的にはどのようなものを想定しているのか。

A. 情報・理数の知識・技術等を活用して指導する専門教科であり、例えば、農業科や水産科においては、ICT 機器等を活用したスマート農業・スマート水産の取組や、工業科においては、デジタルに対応した産業機器等を活用したものづくりやシステム開発の取組等が考えられます。

Q 4－36 「探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会」とは具体的にどういった機会を想定しているのか。

A. 例えば、

- ・文系コースと理系コースの生徒が一緒に探究活動に取り組むなど、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を活用しながら課題研究を進めることができるような教育課程の編成
- ・文系と理系を融合させた活動としての学校設定教科・科目を行い、本事業の趣旨の達成に向けた取組みの推進
- ・現代的な諸課題や地域課題等について、NPO 法人・企業等と連携し、先端的な科学技術の知見やデータサイエンス等を活用しながら、生徒が主体的に探究活動を実施するための体制の構築
- ・大学や研究機関等の外部機関と連携する際に、科学領域のみの連携にとどまらず、人文・社会科学領域の外部機関と連携する取組みの推進

などの機会を想定しています。

Q 4－37 「対話的・協働的な学びの充実」とは具体的にどういったものを想定しているのか。

A. 例えば、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学びを想定しています。

また、通信制高校においては、数少ない面接指導の場において、同時間内・同教室内で指導を受けている生徒同士で意見交換の場を設定しお互いの感性や考え方等に触れられるよう工夫することや、多様なメディアを利用して行う学習（ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導。計画的・継続的に取り入れ、報告課題の作成などによりその結果が満足できると認められる場合に面接指導の6割まで減免が可能。）の一部として、ICTを活用し少人数かつ同時双方向型で行う遠隔授業を取り入れたりすることなどが考えられます。

Q 4－38 加点項目（イ）について、「高度な外部人材・外部コンテンツの活用等」とは具体的にどのような人材や外部コンテンツを想定しているのか。

A. 高度な外部人材の活用とは、研究開発法人、大学、高等専門学校、専修学校、民間企業等の人材やこれらの人材による出前授業、講義、共同研究などを想定しています。また、外部コンテンツの活用とは、研究開発法人、大学、高等専門学校、専修学校、民間企業等有するデジタルコンテンツの活用や科学施設・研究施設の活用などを想定しています。

Q 4－39 加点項目（オ）について、「地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を実施し、当該スペースを地域の『デジタルものづくり』の拠点として活用」とは、具体的にどのような取組を想定しているのか。

A. 例えば、放課後や週末、長期休業期間中に当該スペースを地域住民や地域の小・中学生等にも開放するような取り組みを想定しています。

<評価項目 3>

Q 4－40 「専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目」とは具体的にはどのようなものを想定しているのか。

A. 理数の知識・技術を活用して指導する専門教科・科目を想定しています。

Q 4－41 「開設に向けた具体的な検討を含む」とあるが、どのような検討を行う必要があるのか。

A. 具体的な検討の考え方については[Q 4－11](#)の回答をご参照ください。

Q 4－42 「他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む」とは具体的にどのような意味か。その際に留意する事項は何か。

A. 具体的な考え方については[Q 4－3](#)の回答をご参照ください。

Q 4－43 加点項目（ウ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。

A. 対外的公表の考え方については[Q 4－14](#)の回答をご参照ください。

Q 4－44 加点項目（オ）について、「2 科目以上を設置すること」とあるが、一つの学科において 2 科目以上を設置しなければならないということか、それとも一つの学校の中の複数の学科で 1 科目ずつ設置することでもよいのか。

A. 一つの学校の中の複数の学科で 1 科目ずつ設置することにかまいません。例えば、普通科の理系コースにおいて、既に数学 C を設置しており、文系コースにおいて新たに数学 C を設置する場合でも、1 科目としてカウントして構いません。（文系コースの生徒が数学 C を新たに選択することが可能になった教育課程であるということをもって、1 科目としてカウントできます）

Q 4－45 加点項目（オ）について、2 科目以上設置し、1 科目ずつ設置年度が異なる場合、実績値はどれを記載すればよいのか。

A. 一番早く設置される科目の実績値を記載してください。

<評価項目 4—1>

Q 4—46 「その他情報・理数を重視した専門学科」「それに類似する専攻、小学科、コース」とは具体的にどのような学科か。

A. 例えば、高等学校設置基準第6条第2項に定めるその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうち、情報科学科、総合科学科、情報システム科、環境科学科、専門教育を主とする学科のうち、農業に関する学科における生物工学科、工業に関する学科における情報技術科等を想定しています。

Q 4—47 「それに類似する専攻、小学科、コース」には普通科の理系コースは含まれるか。

A. 普通科の理系コースといっても様々であるため一律に「それに類似する専攻、小学科、コース」に該当するものではありませんが、例えば情報科においては専門教科「情報」の必修単位数が25単位以上となっていることを踏まえ、当該普通科の理系コースが「それに類似する」と言えるかご判断ください。

<評価項目 4—2>

Q 4—48 加点項目（イ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。

A. 対外的公表の考え方については[Q 4—14](#)の回答をご参照ください。

<評価項目 5—1>

Q 4—49 「外部専門人材等」とは具体的にどのような人材を想定しているのか。

A. 外部専門人材等の考え方は[Q 4—15](#)の回答をご参照ください。

<評価項目 5—2>

Q 4—50 加点項目（イ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。

A. 対外的公表の考え方については[Q 4—14](#)の回答をご参照ください。

<評価項目 6>

Q 4-51 加点項目（ア）「職業科目等において、ロボット、ドローンなど最新の ICT 機器を活用した取組を行うこと。」とは具体的にはどのような取組を想定しているのか。

A. 例えば、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に加えて地域の実態等を考慮し、農業用ロボット、清掃用ロボットやドローンなど最新の ICT 機器を活用した教育を行うことを想定しています。

Q 4-52 加点項目（イ）「企業等と連携し、障害の状態等を補う ICT 機器や、ICT を活用した道具の開発等をユーザー視点を取り入れて行うこと。」とは具体的にはどのような取組を想定しているのか。

A. 例えば、補装具、義足、人工内耳、学習や生活を支援するアプリケーション等の障害の状態等を補うツールについて、日常的に利用する障害のある生徒の視点を活用し、企業や研究機関、NP0、福祉施設等とも連携して、そうした機器の開発に資する取組を行うことを想定しています。

Q 4-53 加点項目（ウ）「自立・社会参加に向けた、障害特性等に応じた ICT 機器の活用を通じた取組を実施すること。」とは具体的にはどのような取組を想定しているのか。

A. 例えば、生徒の将来的な自立・社会参加を目的に、地域との関わりを円滑にするためのコミュニケーションツール等としての ICT 機器の利活用を通じた取組を実施すること等を想定しています。

<評価項目 7>

Q 4-54 「情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試」とは具体的にどのような入試を想定しているのか。

A. 例えば、プログラミングコンテストでの受賞歴や IT 系国家資格の取得、これまでの情報、数学等の分野での活動等を評価する取組などを想定しています。

Q 4-55 加点項目（イ）について、「対外的に公表」とは具体的にどのような手段で公表することを想定しているのか。

A. 対外的公表の考え方については[Q 4-14](#)の回答をご参照ください。

<成果指標>

Q 4－56 採択された場合、事後的にどのようなことをしなければならないのか。

A. 実績報告書等の提出に加え、文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助対象事業の取組に関し別に定める様式により取組状況報告書の提出を求め、公表ができることとしているため、取組状況報告書の提出を求めた際には対応いただきますようお願いします。

その際、補助対象となった取組の対象生徒の卒業後の就職先等の状況を把握するための調査を行うことを予定しているため、追跡調査が可能な体制の確保にも努めていただきますようお願いいたします。

なお、本事業に採択された補助事業者は、補助対象期間中（交付決定日から補助事業が完了した日）及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実に協力いただくようお願いいたします。

Q 4－57 指標とされている、情報Ⅱ等の開設割合、情報Ⅱ等の履修生徒数/全体生徒数、理系学部への進学率は、いつから取り始める必要があるのか。

A. 申請段階で現在の値を記載いただいた上で、実績報告書提出の際に提出できるよう数値を準備いただきますようお願いします。なお、文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助対象事業の取組に関し別に定める様式により取組状況報告書の提出を求め、公表ができることとしておりますので、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、求めに応じて数値を集計した取組状況報告書の提出をお願いします。

○補助額・補助対象について

Q5-1 補助上限はいくらか。上限いっぱいでないで申請できないのか。また補助金は定額補助か。

A. 定額補助であり、申請内容に応じて新規採択校 1,000 万円/校、継続採択校 500 万円（重点類型は 200 万円を加算）を上限に補助金を交付します。上限いっぱいでも申請は可能なため、取組に真に必要な経費のみ申請してください。

Q5-2 都道府県基礎枠を超えた申請はできないのか。

A. 都道府県基礎枠に加えて全国枠があるため、都道府県基礎枠を超えた申請が可能です。全国枠については、文部科学省が申請書を確認の上、評価項目を満たす学校のうち都道府県基礎枠の学校数を超える学校について、採択基準に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定することとしています。

Q5-3 どのような経費が補助対象となるのか。

A. 交付要綱別記の補助対象経費をご参照ください。補助対象経費 1. ～ 9. に示す取組に必要な経費で対象費目（設備備品費、関連経費（事業実施に当たり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するために導入時において不可欠な経費）、委託費、雑役務費、消耗品費、人件費（報酬、給料、職員手当等。ただし、学校教育法第 60 条に規定する教職員に関するものは除く。）、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、会議費、通信運搬費、保険料）に該当する経費は対象になります。

Q5-4 機器や設備の整備、教育課程の編成などに時間を要するため、例えば 1 年目に機械整備等を行い 2 年目に遠隔授業を開設するなど、補助事業の実施（ICT 機器整備等）と実際の取組の年度が異なってもよいのか。

A. 一定期間内の開設に向けた検討を行う取組等も補助対象となります。例えば、具体的な検討を 1 年目に開始し、必要な準備（授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めることでもかまいません。ただし、準備等に係る経費を支出したにもかかわらず、実際に取組が行われなかった場合などにおいては、交付要綱第 16 条による交付決定の取消し等により、補助金の返還を命ずることとなります。なお、具体的な取組を想定していない単純な機器整備については補助対象にはなりません。

Q 5－5 予算の費目に設備費●%以上、旅費・謝金は●%以下などの制限はあるのか。

A. 全体に占める対象費目の比率には制限はありません。

Q 5－6 機器や設備の整備に付随する経費（設定や工事に係る経費、ソフトウェアやサービスのライセンス料、運用保守代など）は補助対象になるのか。

A. 交付要綱別記に示した通り、設備備品費及び関連経費は対象経費となります。具体的には、事業実施に当たり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するために導入時において不可欠な経費は対象となります。なお、ライセンス契約など複数年契約となる経費については、補助対象期間内の経費に案分の上、計上してください。その際、2年目以降の本事業の継続については、[Q 5－17](#)の回答をご参照ください。

Q 5－7 データ解析を行うための理科系実験機器や、探究学習で活用する ICT 関連機器（VR グラス等）は補助対象になるのか。

A. 補助対象経費の具体的な内容については[Q 5－3](#)の回答をご参照ください。なお、理科教育設備整備費等補助金において補助対象となる経費の考え方については、[Q 2－7](#)をご確認ください。

Q 5－8 整備する機器を複数年リース契約で調達した場合のリース料については補助対象となるのか。

A. 補助対象経費の具体的な内容については[Q 5－3](#)の回答をご参照ください。本事業に必要なリース料は借損料として計上いただければと思います。なお、リース契約など複数年契約となる経費については、補助対象期間内の経費に案分の上、計上してください。その際、当該年度以降の本事業の継続は未定であることをご留意の上、ご検討ください。

なお、令和6年度に複数年契約を行った場合、令和6年度、令和7年度の各補助対象期間に係る経費については補助対象となります。案分の上、各事業年度の経費に計上してください。

Q 5－9 学科再編における情報科等の新設等に伴う施設の改修や探究学習に必要な可動式の机やいすについても補助対象となるのか。

A. 施設整備費に該当するような経費については本事業の補助対象外ですが、可動式の机やいすについては、[Q 5－3](#)の回答と同様の考え方となります。

Q 5－10 消耗品については補助対象となるのか。

A. 補助対象経費の具体的な内容については[Q 5－3](#)の回答をご参照ください。本事業に必要な消耗品は対象経費となります。

Q 5-11 例えば、学校での遠隔授業実施のため、県立の教員研修施設等に配信機能を整備するなど、高等学校での取組のための機器等であれば、学校以外の施設への機器整備も補助対象となるのか。

A. 補助対象経費の具体的な内容についてはQ 5-3の回答をご参照ください。設備を設置する場合、設置場所を当該高等学校に限定しませんが、補助事業者の管理が適切に行き届く範囲に限定してください。

Q 5-12 1人1台端末環境の実現のため本事業の活用は可能か。

A. 1人1台端末環境の実現のために本事業の経費を使用することはできません。

Q 5-13 情報の非常勤講師や事務員を任用するなどの直接人件費は補助対象となるのか。

A. 交付要綱別記に示したとおり人件費も対象となりますが、学校教育法第60条に規定する教職員に関するものは対象外となります。ただし、情報、数学、理科、理数等の充実のため外部人材を活用し特別非常勤講師として雇用する場合の人件費は対象となります。

Q 5-14 既に本事業に係る取組を実施している都道府県への視察を目的とした職員旅費は補助対象となるのか。

A. 補助対象経費の具体的な内容についてはQ 5-3の回答をご参照ください。本事業に必要な旅費は対象経費となります。

Q 5-15 都道府県事務費にはこういった経費が含まれるのか。

A. 都道府県事務費には、都道府県が域内の学校設置者が行う補助事業の適正な執行を図るために必要な事務に要する非常勤職員の雇用経費や消耗品費、通信運搬費等が含まれます。

Q 5-16 本事業に採択された場合、令和6年度中に事業を開始する必要があるのか。また、各都道府県でも繰り越し手続きを行う必要があるのか。

A. 現在繰越協議中であり、文部科学省において一括して繰り越しを行い令和7年度の事業として実施する予定です。そのため、事業開始は令和7年度からとなります。※令和6年度採択校に関するQ&Aになっているが、新規申請校についても同様。

Q 5-17 来年度以降も同様の補助事業は計画されているのか。

A. 本事業はあくまでも単年度の補助金ですが、翌年度以降も予算獲得に努める予定であり、補助事業者におかれては、複数年の見通しを持って計画を検討いただきたいと考えています。

Q 5-18 前年度まで学校設置者の自主財源で進めてきた取組を、本補助金を活用して継続することは可能か。

A. 本補助金は、情報、数学、理科等の科目を新規に開設したり、デジタルを活用した課外活動等を実施するための設備を整備したスペースを整備するなどして、情報、数学、理科等の教育の充実等に取り組んでいただくものであるため、学校設置者の自主財源で進めてきた取組を単純に継続することに本補助金を活用いただくことは想定していません。

Q 5-19 生徒たちが県外での課外活動に参加するための交通費を「旅費」から支出してもよいのか。

A. 補助対象経費の具体的な内容については [Q 5-3](#) の回答をご参照ください。本事業に必要な旅費は対象経費となります。なお、外国旅費については Q 5-23 をご参照ください。

Q 5-20 同一設置者において複数校が採択された場合、当該複数校に必要な取組に関する経費についてスケールメリットを生かしてまとめて設置者において契約することは可能か。

A. 本事業に申請するに当たり、域内の複数の学校が共通して使用できる教材の作成、複数の学校を巡回して指導する専門人材の確保等のため、都道府県教育委員会等の設置者がスケールメリットを生かしてまとめて外部委託したり、専門人材を採用したりすることも可能です。その場合、都道府県教育委員会等の設置者におかれては、各学校と事前に相談の上、各学校の申請内容に、必要な経費を案分して計上する等適切に計上いただいた上で申請いただきますようお願いいたします。

また、ICT 機器等の調達についても、事務負担の軽減やスケールメリットによる調達・ランニングコストの低減等が期待されるため、都道府県教育委員会等の設置者におかれては、以下の事例を参考に一括調達を積極的にご検討下さい。

・ 域内横断的な取組 参考事例：組織の横連携と一括調達（埼玉県）

https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt_koukou01-000039104_0401.pdf

Q 5 - 21 交付決定後どのタイミングで補助金の支払いが行われるか。

A. 会計法、予算決算及び会計令において、国の支払いは精算払いが原則とされていますが、例外的に概算払いを行う場合には財務大臣協議が必要となるため文部科学省においてこの協議を行う予定です。この協議は交付決定後に行うことになるため、いつ支払い可能になるか現時点では未定ですが、順調に協議が進めば8月となる見込みです。(変更となる可能性がありますので、あくまで見込みとなります。)

Q 5 - 22 補助事業で取得した設備について、一時的に他の用途に使用する場合には手続き等が必要か。

A. 本事業で取得した設備について、本事業の取組で使用しない時間帯や休日などを利用し、本事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合には、財産処分等の手続きは不要です(例えば、中高一貫校において、日頃から連携を行っている中学校の授業でも設備を活用するなど)。

Q 5 - 23 生徒の外国旅費は補助対象となるのか。

A. 本補助事業終了後にも海外留学等の取組を安定的に継続してもらうため、国の留学支援策の活用や自治体における留学支援策の充実(地元企業等からの寄付金確保等)、保護者負担など、留学経費の負担の在り方も踏まえた事業計画を策定いただくことを想定しているため、生徒の外国旅費は補助対象外となります。

なお、教師が海外連携校等と調整を行う際や引率する際の外国旅費は補助対象となります。

【重点類型について】

○重点類型の申請・審査について

＜申請について＞

Q 6－1 複数の重点類型に重複して申請することは可能か。

A. ひとつの学校が特色化・魅力化型、グローバル型、プロフェッショナル型のうち複数の重点類型に重複して申請することはできません。いずれかの類型を選択して申請してください。

Q 6－2 複数の学科を設置する学校の場合、学科ごとにそれぞれ別の重点類型に申請することは可能か。

A. 複数の学科を設置する学校の場合でも、いずれかの重点類型を選択して申請してください。

Q 6－3 重点類型に申請した場合、DX ハイスクール（基本類型）への申請は可能か。

A. 重点類型への申請は、DX ハイスクール（基本類型）への申請が前提となります。なお、審査については[Q 3－3](#)のとおりですので、重点類型として不採択となっても、DX ハイスクール（基本類型）として採択となる場合があります。

Q 6－4 半導体重点枠へはどのように申請すればよいか。

A. 半導体重点枠は、プロフェッショナル型の取組のうち特に半導体に関する取組を行うものを支援する枠組みであるため、半導体重点枠に申請する場合はプロフェッショナル型にも申請してください。

ただし、半導体重点枠とプロフェッショナル型に同時に採択されることはありません。半導体重点枠に採択された時点で、自動的にプロフェッショナル型の採択対象からは除外されます。

なお、半導体重点枠に申請する場合は、プロフェッショナル型の申請書のうち半導体重点枠に関する事項にも記入の上、申請してください。

Q 6－5 プロフェッショナル型について、異なる取組によりプロフェッショナル型と半導体重点枠にそれぞれ申請することは可能か。（例：工業科の取組で半導体重点枠に、商業科の取組でプロフェッショナル型に申請）

A. プロフェッショナル型と半導体重点枠について、全く異なる取組をそれぞれ申請することはできません。

Q 6－6　マイスター・ハイスクール事業の指定校やマイスター・ハイスクール普及促進事業の拠点校が重点類型プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）に申請することは可能か。

A. 令和7年度においてマイスター・ハイスクール事業の指定校またはマイスター・ハイスクール普及促進事業の拠点校となっている学校は、プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）に申請することはできません。なお、令和6年度までにマイスター・ハイスクール事業の指定校またはマイスター・ハイスクール普及促進事業の拠点校であった学校が、プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）に申請することは可能です。

Q 6－7　WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の拠点校が重点類型グローバル型に申請することは可能か。

A. 令和7年度においてWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業のカリキュラム開発拠点校、グローバル人材育成強化拠点校となっている学校は、グローバル型に申請することはできません。なお、令和6年度までにWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業のカリキュラム開発拠点校であった学校が、グローバル型に申請することは可能です。

Q 6－8　新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）の指定校が重点類型特色化・魅力化型に申請することは可能か。

A. 令和7年度において普通科改革支援事業の指定校となっている学校は、特色化・魅力化型に申請することはできません。なお、令和6年度までに普通科改革支援事業指定校であった学校が、特色化・魅力化型に申請することは可能です。

<審査について>

Q 7-1 重点類型の採択において、地域バランスの考慮はあるのか。

A. 重点類型の審査においては、都道府県基礎枠のような仕組みはありません。

Q 7-2 プロフェッショナル型について、学科バランスの考慮はあるのか。

A. 実施要領「4. 申請方法及び採択方法 (4) 採択方法(重点類型)」を御参照ください。
なお、この際の学科は、申請書において「◎」の記入がある学科で判断します。

Q 7-3 重点類型において採択されなかった場合、DX ハイスクール(基本類型)において採択されることはあるのか。

A. 重点類型に申請した場合、まず重点類型において審査を行い、採択されなかった学校はDX ハイスクール(基本類型)において審査を行います。このため、重点類型において不採択となった学校がDX ハイスクール(基本類型)に採択されることはあります。実施要領「4. 申請方法及び採択方法」を御参照ください。

Q 7-4 プロフェッショナル型において、半導体重点枠に採択されなかった場合、プロフェッショナル型として採択されることはあるのか。

A. プロフェッショナル型については、半導体重点枠への申請がある場合、まず半導体重点枠において審査を行い、採択されなかった学校はプロフェッショナル型として審査を行います。このため、半導体重点枠において不採択となった学校がプロフェッショナル型に採択されることはあります。

○補助対象について(重点類型関係)

Q 8-1 DX ハイスクール(基本類型)の額と、重点類型による加算額は、切り分けてそれぞれの取組に対して執行する必要があるのか。

A. DX ハイスクール(基本類型)の金額(新規校上限 1,000 万円、継続校上限 500 万円)と重点類型の加算額(上限 200 万円)については、切り分けて執行する必要はありませんが、それぞれの事業計画書で申請した取組を行うために必要な経費に充てるようにしてください。

【プロフェッショナル型について】

○評価項目について（プロフェッショナル型）

＜評価項目 1＞

Q 9－1 複数の学科を置く高等学校等の場合、職業を主とする専門学科又は総合学科の他に、普通科も含めた取組を申請することはできるか。

A. 職業を主とする専門学科又は総合学科の取組を主としていれば、普通科も含めた取組を申請することは可能です。

Q 9－2 職業を主とする専門学科を複数置く学校の場合、全ての専門学科で取組を実施する必要があるか。

A. 全ての専門学科で取組を実施する必要はありません。ただし、採択基準（重点類型プロフェッショナル型）の評価項目 4（オ）においては、学科連携による教育内容の充実についても記載している点に御留意ください。

Q 9－3 複数の学科において取組を実施する場合、どのように申請すればよいか。

A. 複数の学科において取組を行う場合は、申請書において、対象の学科に「○」を記入の上、主に取組を行う学科について「◎」を記入してください。

<評価項目 2>

Q 9-4 「産業界等（企業や各種法人、大学等の高等教育機関等。以下同じ。）と専門高校、専門高校の所在する自治体の持続的な連携体制が構築されていること」とは、産業界と専門高校と自治体の三者の連携体制でなければならないか（いずれか二者でもよい）。

A. 原則として、産業界等、専門高校及び自治体の三者を含む連携体制を構築することを想定しています。自治体については、専門高校の設置者である自治体でも差支えありませんが、採択基準（重点類型プロフェッショナル型）の評価項目 2（エ）においては、学校の所在する自治体（基礎自治体や都道府県の産業振興部局等。当該学校の設置者である教育委員会等を除く）を連携体制に含む場合は加点となることとしています。

Q 9-5 必須項目（ア）における「産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材（産学連携コーディネーター）」とはどのような人材を想定しているか。雇用条件等に指定はあるか。

A. 具体的な指定はありませんが、役割上、産業界と教育界のニーズのすり合わせや目的の共有、実際の教育活動に向けた事前調整などを行うことが想定されるため、産業界及び教育界に一定程度知見のある人材が好ましいと考えられます。雇用条件等に指定はありませんので、活動内容に応じて、常勤・非常勤なども含めご検討ください。また、新たに雇用することが必須ではなく、既存の人材を活用することや、地域学校協働活動推進員等がその役割を担うことも考えられます。

Q 9-6 加点項目（オ）について、「その他、産業界等を含む連携体制の構築を行っていること」とはどのようなことを想定しているか。

A. 評価項目 2（ア）～（ウ）に該当しないような連携体制の構築を行っている場合に該当しますが、インターンシップや現場見学、企業説明会等の実施をもって「連携体制の構築ができている」とするのではなく、持続的な連携の枠組みづくりに該当するようなものを想定しています。

<評価項目 3>

Q 9-7 評価項目 3における「体系的に行い」とはどのようなことを想定しているか。

A. 授業・実習の実施回数等をもって判断するのではなく、年間計画において授業・実習等を体系立てて計画して実施しているか、例えば 1 回の実習であっても事前学習や事後の振り返り等を含めて計画・実施し、学習内容を当該実習に関連する要素や産業、身の回りの生活などと結びつけて考えるなど、体系的な学習としているかによって判断してください。

Q 9－8 加点項目（エ）における「産業界等と連携した教育内容の充実に資する取組」は課外活動も含まれるか。

A. 課外活動も含みますが、一定程度の生徒が参加することを想定しています。ただし、評価項目 3 に記載の趣旨に合致する取組を実施してください。

<評価項目 4>

Q 9－9 「最先端技術や新しい産業分野を見通した学校設定教科・科目」とは具体的にどういったものを想定しているのか。

A. 生成 AI や半導体などの最先端技術、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化など、近年の産業構造の変化や技術の発展等を見据え、それらの分野について重点的に学ぶことを内容に含む学校設定教科・科目等を想定しています。

Q 9－10 加点項目（ウ）について、「教科・科目の新規開設や単位数の増」は学科全体で実施していなければ加点とならないか（ある学科の特定のコースだけ実施している場合も加点となるか）。

A. DX ハイスクールとして取り組む内容に応じて、取組を行う学科・コースにおいて実施することを想定しています。

<評価項目 5>

Q 9－11 「人材育成の成果目標」とはどのようなものを想定しているのか。

A. 5 年後 10 年後の地域産業等の将来を見据え、高等学校段階において本事業の取組により育成すべき人材像や育成すべき資質・能力等を示した大枠の目標を想定しています。

Q 9－12 「客観的な評価指標を定め、取組の評価・改善を図る」とはどのようなことを想定しているのか。

A. 人材育成に関する成果目標に対して、達成度合いを客観的に評価できる定性的・定量的な評価指標を複数設けることを想定しています。また、それらの指標に対して、定期的に進捗や達成度を確認し、必要に応じて取組方針の修正を行うなど、より質の高い取組を実施できるようにしてください。なお、評価指標等については、例えば、生徒の資質・能力を客観的に測定するツールの活用などが考えられます。

<評価項目 6>

Q 9-13 加点項目（ア）にて「問い合わせへの積極的な対応」とは具体的にどのようなことを想定しているか。

A. 産業界等と連携した取組を行いたい他の高等学校等からの問合せなどに対して、自校での取組や成果、課題等を開示するなど、取組の横展開に資する対応を想定しています。

Q 9-14 加点項目（イ）における「他都道府県や県内の他の専門高校を対象とした取組の広報活動」とは具体的にどのようなことを想定しているか。

A. 自校での取組や成果・課題等をまとめ、県外や県内の他の専門高校等を対象とした発表会・研修会等において報告することなどを想定しています。

○評価項目について（プロフェッショナル型・半導体重点枠）

※評価項目 1、2、3、5についてはプロフェッショナル型と同じ。

<評価項目 4>

Q 10-1 加点項目（ウ）「半導体に関する学習が可能な教科・科目の新規開設や単位数の増など、既存教科・科目による教育内容の充実」とは具体的にはどのようなものを想定しているか。

A. 例えば「電子技術」など半導体に関する基礎を学ぶことが可能な教科・科目の開設や単位数の増により、既存科目の指導において、半導体の原理や特性、設計や製造等に関する内容の充実に取り組むことを想定しています。なお、採択された場合には、当該教科・科目における半導体に関する教育計画を示していただく場合があります。

Q 10-2 加点項目（エ）については、既に協力を得ている場合のみ該当か（これから協力を要請する場合には当てはまらないか）。

A. 半導体に関連する産業界の協力については、内諾を得た状態で申請してください。

<評価項目 6>

Q 1 0 - 3 「半導体人材の裾野の拡大に資する取組」とは具体的にはどのようなものを想定しているか。

A. 半導体に関連する産業界等と協力して、日頃半導体に関して学んでいる生徒以外を対象とした半導体に関する出前授業の実施や、生徒が主体となって、例えば小中学生に半導体を知ってもらうための体験教室などのイベント等を開催することなどを想定しています。

○補助対象について（プロフェッショナル型（半導体重点枠含む））

Q 1 1 - 1 産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材（産学連携コーディネーター）の配置にかかる人件費は補助対象となるか。

A. なります。

Q 1 1 - 2 半導体重点枠の場合、経費を半導体に関連する産業以外の産業界等との連携に使用することは可能か。

A. 必ずしも全額を半導体人材育成にかかる取組に使用いただく必要はありませんが、取組の実施にあたって重点的に経費を使用する事項については半導体重点枠であることを踏まえよくご検討いただくようお願いします。

【グローバル型について】

○評価項目について（グローバル型）

<評価項目 1—1>

Q 1 2 - 1 加点項目（ウ）「参加に係る検討や準備、海外での学習や生活を支援する必要な体制を整備」とは具体的にどのようなことか。

A. 例えば、留学等にあたって必要な手続きや海外滞在先に関する情報収集、語学力向上のための支援体制や、海外滞在中におけるサポート体制を整備することなどを想定しています。

<評価項目 1—2>

Q 1 2 — 2 重点類型グローバル型の要件 1—2. を満たして採択された場合、採択されたことをもって、学習指導要領の内容を外国語で指導してよいのか。

A. 外国語で指導することを前提としない教科・科目等について、学習指導要領の内容を外国語で指導する場合、教育課程の特例が必要になりますが、本事業の対象になることによって教育課程の特例が適用されることはありません。重点類型グローバル型の要件 1—2. の「外国語での授業」を実施するにあたっては、教育課程特例校の申請を行い指定を受けるなど、必要な手続きをしてください。なお、申請時点で教育課程特例の指定を受けていない場合は、採択後、次年度からの実施に向けて当該採択された年度内に申請手続きをしてください。教育課程特例校の制度の概要や申請等については、以下の HP をご覧ください。

・教育課程特例校とは：<https://curriculumdb.mext.go.jp/bc/tr/>

Q 1 2 — 3 加点項目（ウ）「日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備」とは具体的にどのようなことか。

A. 例えば、外国人生徒それぞれの能力・適性に応じたカリキュラムの作成、日本語教育の充実、日常生活や行政サービス等の利用に係る支援、カウンセリングの実施など、日本での学習や生活を支援する体制を整備することを想定しています。

<評価項目 6>

Q 1 2 — 4 「高校生国際会議等」とは具体的にどのようなものを想定しているか。

A. 高校生国際会議等とは、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等とともに、設定したテーマに沿ったディスカッションや意見交換、探究型学習の成果発表等を実施するものを想定しています。

WWL コンソーシアム構築支援事業の拠点校における高校生国際会議等の取組については、以下の HP をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/mext_00089.html

Q 1 2 — 5 「国内外の大学、企業、国際機関等と協働」とは具体的にどのようなものを想定しているか。

A. 例えば、国内外の大学、企業、国際機関等の関係者による基調講演を行ったり、大学生等がディスカッションのファシリテーターやコメンテーターとして参加したりするなど、協働して高校生国際会議等を実施することを想定しています。

<評価項目 7>

Q 1 2 - 6 加点項目（ア）の「第三者によって組織する運営指導委員会」について、人数の上限・下限や、開催頻度の決まりはあるか。

A. 運営指導委員会の人数の上限・下限や開催頻度についての決まりはありませんが、第三者委員会として本事業の取組に対する指導助言を専門的見地から行うに当たり、最も公平かつ有効と考えられる人数及び開催頻度をご判断ください。

Q 1 2 - 7 既に「運営指導委員会」と同様の組織を設置している場合、同構成員をもって本事業の運営指導委員会とすることは可能か。

A. 本事業の趣旨に照らし、同構成員で本事業の取組に対する指導助言を専門的見地から行うことができるかを検討の上、問題ないと判断するのであれば、必ずしも本事業のために新たに運営指導委員会を設置する必要はありません。

Q 1 2 - 8 加点項目（イ）において「校長及び管理職等のリーダーシップの下」とあるが、従来担当している管理職でない職員が担当することでもよいか。

A. 各学校における教育活動については、組織的かつ計画的に取組を評価・改善し充実を図っていくものであり、そのためには校長及び管理職等のリーダーシップの下、全ての教職員が協力してカリキュラム・マネジメントに取り組むことが必要です。

○補助対象について（グローバル型）

Q 1 3 - 1 評価項目 1—1. の「海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等」にかかる生徒の外国旅費は補助対象となるのか。

A. [Q 5 - 23](#) の回答をご参照ください。

【特色化・魅力化型について】

○評価項目について（特色化・魅力化型）

＜評価項目 2－1＞

Q 1 4－1 加点項目（イ）について、各年次において学校設定教科・科目と総合的な探究の時間の両方を履修する必要があるのか。

A. 原則として入学年次から卒業年次までの各年次にわたって学校設定教科・科目と総合的な探究の時間のいずれかが履修されるようにすればよく、各年次において学校設定教科・科目と総合的な探究の時間の両方を履修させることまでは要しません。なお、新しい普通科においては学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間を合計 6 単位以上履修させることを要件としているところ、本項目では合計 9 単位以上の場合に加点することとしています。

＜評価項目 2－2＞

Q 1 4－2 加点項目（ア）はどのような場合に加算されるのか。

A. 加点項目（ア）は、新規設置する新しい普通科ではなく、申請校の既存の学科の総合的な探究の時間において取り組みれば加点となります。

＜評価項目 3＞

Q 1 4－3 「三つの方針」の策定単位は学科である必要があるか。

A. 三つの方針の策定単位は、教育課程編成の基本的単位である学科又は課程とすることが基本ですが、複数の学科や課程をまとめて策定単位とすることや、当該高等学校全体を策定単位にすることも妨げられません。

＜評価項目 4＞

Q 1 4－4 加点項目（ア）において、4 以上の多様な機関等との連携は、全て異なる種類である必要があるか。

A. 多様な機関等との連携協力を趣旨としているため、例えば、A 小学校及び B 小学校と連携協力する場合は 1 カウントとなります。

<評価項目 5>

Q 1 4 - 5 普通科改革支援事業では、コーディネーターは現職の教師とは別の者であることが要件だったが、本事業ではどうか。

A. 本事業においても、普通科改革支援事業と同様に、コーディネーターは現職の教師とは別の者としてください。

Q 1 4 - 6 1 人のコーディネーターが複数の学校のコーディネーターとなることは可能か。

A. 教育委員会が所管の複数の学校で活動する前提でコーディネーターを雇用したり、一人のコーディネーターが複数の学校に採用されたりするなど、同一人物が複数の学校のコーディネーターとなることは可能ですが、学校に配置することを評価項目としているのは実質的に生徒たちの学びの充実につながっていることを担保するためですので、配置の頻度（週何日勤務）や勤務の形態（常勤、非常勤）等について、設置者、学校関係者間で十分検討してください。

Q 1 4 - 7 「当該学校における校務分掌の中に位置づける」ことの趣旨は何か。

A. 関係機関等との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員として当該学校に配置することを趣旨としています。

Q 1 4 - 8 加点項目（イ）について、「決定」とはどのような状態を想定しているか。

A. 本項目は、学校設置者としてコーディネーターを継続的に配置することについての意思決定が行われていることを求めるものであるため、議会や教育委員会会議等の会議の場で決定している場合だけでなく、決裁を経ている等、組織として決定していることを想定しています。

<評価項目 6>

Q 1 4 - 9 加点項目（ア）の「第三者によって組織する運営指導委員会」について、人数の上限・下限や、開催頻度の決まりはあるか。

A. [Q 1 2 - 6](#) の回答をご参照ください。

Q 1 4 - 10 既に別事業において運営指導委員会を設置している場合、同構成員をもって本事業の運営指導委員会とすることは可能か。

A. [Q 1 2 - 7](#) の回答をご参照ください。

Q 1 4 -11 加点項目（イ）において「校長及び管理職等のリーダーシップの下」とあるが、従来担当している管理職でない職員が担当することでもよい。

A. [Q 1 2 -8](#)の回答をご参照ください。

Q 1 4 -12 加点項目（ク）「理解促進・普及を図るための広報活動」とは具体的にどのようなことを想定しているか。

A. 新しい普通科における教育活動や取組内容について、HP や学校案内パンフレットへの掲載、学校説明会の実施などを想定しています。

○補助対象について（特色化・魅力化型）

Q 1 5 -13 関係機関等との調整や連携協力、探究的な学習活動のファシリテーション等を担うコーディネーターの配置にかかる人件費は補助対象となるか。

A. なります。

【都道府県による域内横断的な取組について】

Q 1 6 -1 域内横断的な取組における「域内の対象」の範囲はどこまでか。

A. 対象は、都道府県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の全体を範囲とします。取組の内容によって、DX ハイスクール採択校以外の学校も参加することは可能です。

Q 1 6 -2 実施要領「2. 補助対象となる取組の内容」にある項目は全て実施しなければならないのか。

A. 実施要領に記載されている項目の全てを必ずしも実施する必要はありませんが、デジタル人材育成に向け自走化できるように域内の教師及び生徒の資質能力の向上に努めてください。

Q 1 6 -3 域内横断的な取組として教育委員会等が開催した研修等に参加するための教師の旅費等の経費は補助対象になるか。

A. 交付要綱別記1の補助対象経費に示した項目に該当する場合は補助対象となります。

Q 1 6 - 4 実施要領「2. 補助対象となる取組の内容」は具体的にどのような取組を想定しているのか。

A. 文部科学省のホームページに域内横断的な取組の参考事例を掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、他の都道府県における取組も参考とした積極的な取組を行っていただくことを期待していますので、申請時に提出いただいた概要資料は文部科学省の HP に掲載することを予定しています。他の都道府県の取組を参考にして、申請時の計画を充実する形で取組内容を変更することは可能です。

https://www.mext.go.jp/mext_02908.html

Q 1 6 - 5 必要な設備備品等の整備として配信機器などのデジタル機器等は補助対象になるか。

A. 補助目的に合致する内容であり、交付要綱別記 1 の補助対象経費に示した項目に該当する場合は補助対象となりますが、生徒の資質能力、教師の指導力、専門性を向上させるための講座・研修や発表会等の実施等を想定しているため、補助目的に合致することの説明が不十分なデジタル機器等整備は補助対象外となる可能性があります。

Q 1 6 - 6 指導内容の質の向上を図るために教育委員会にコーディネーターなどを設置し、域内の高等学校等への支援として活用することは可能か。

A. 指導内容の質の充実を図るためにコーディネーターを設置することも想定される取組ですが、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るための取組として、実施要領 2. 補助対象となる取組の内容に示した取組を合わせて実施する等、効果的な取組となるように実施してください。

Q 1 6 - 7 コンテスト等の成果発表会を実施する場合に採択校以外の高等学校等の生徒を参加させることは可能か。

A. 域内の取組を普及する観点からも発表会(コンテスト)に採択校以外の高等学校等の生徒を参加させることは可能です。主に、DX ハイスクールの取組の成果発表の場となることを想定していますので、DX ハイスクール採択校の生徒の発表機会を確保するなど、本事業の趣旨を踏まえてご対応ください。

Q 1 6－8 全国規模のコンテスト等の成果発表会は開催されるのか。

A. 全国情報教育コンテスト（一般社団法人デジタル人材共創連盟主催）が令和 7 年 3 月に開催されます（文部科学省共催）。令和 6 年度の DX ハイスchool の取組の成果発表の場として積極的に活用いただくようお願いいたします。令和 7 年度の申請時には、実績として本コンテストへの参加状況を事業計画書 3 の評価項目 2.（エ）の評価指標の欄に記載してください。

域内横断的な取組としては、本コンテストを参考とするなど、各都道府県における DX ハイスchool の取組の成果発表の場としてふさわしい内容で開催されることを期待しています。全国情報教育コンテストについては以下の URL を参照してください。

<https://zenjyocon.jp/>

Q 1 6－9 事業終了後はどのようなことをしなければならないのか。

A. 実績報告書等の提出に加え、文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、補助対象事業の取組に関し別に定める様式により取組状況報告書の提出を求め、公表ができることとしているため、取組状況報告書の提出を求めた際には対応いただきますようお願いいたします。なお、本事業に採択された補助事業者は、補助対象期間中（交付決定日から補助事業が完了した日）及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実に協力いただくようお願いいたします。

Q 1 6－10 申請時に提出するイメージ図は、例とは異なるレイアウトでも可能か。

A. イメージ図はこちらが示したレイアウトとなりますので、取組を表現しやすいレイアウトへ変更しても構いません。